

大口町告示第8号

大口町まちづくり協力員設置要綱を次のように定める。

平成24年2月28日

大口町長 森 進

大口町まちづくり協力員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町まちづくり協力員（以下「協力員」という。）を置くことにより、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づく新しい地域自治組織づくりについて、地域ごとに推進することを目的とする。

(定義)

第2条 地域とは、条例第9条第2項に規定する特色に応じ新たに設定する区域のことをいう。

(職務)

第3条 協力員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域自治に対する知識を普及すること。
- (2) 地域の状況を把握すること。
- (3) 地域自治組織の立ち上げを推進すること。
- (4) 関係機関との連絡及び調整をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域自治組織づくりに関すること。

(委嘱)

第4条 協力員は、新しい地域自治組織づくりに精通した各行政区の住民であり、かつ、各行政区の区長の推薦を得た者のうちから町長が委嘱する。

(協力員の数)

第5条 協力員の数は、各行政区2名程度とする。

(任期)

第6条 協力員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第7条 協力員は、その職務を行うに当たっては、公正を旨とし、地域に理解を求め、住民の不信を受けることのないように努めなければならない。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成24年2月28日 大口町告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。